

2021年3月22日

各位

一般社団法人日本経済団体連合会
会長 中西 宏明

緊急事態宣言解除後の継続的な感染拡大防止に向けた取り組みのお願い

今般、緊急事態宣言が全都道府県において解除されました。

他方、大都市圏を中心とする新規感染者数は下げ止まりから微増の傾向にあり、さらには変異株による感染が広がっています。

すでに昨年来の感染拡大と2度の緊急事態宣言により、日常の生活はもとより、企業活動、雇用など経済活動には測り知れない影響が及んでいます。このような事態を繰り返すことなく、ワクチンの普及等による本格的な終息に至るよう、経済界としては自らの問題として、引き続き、緊張感を維持しながら、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。

会員企業、団体の皆様におかれましては、これから異動や採用のシーズンを迎え、挨拶や研修等の機会の増加が見込まれますが、テレワークの活用、少人数で感染対策のされている店での会食、マスク着用等の基本的な予防策など、感染の再拡大を絶対に回避するよう、対策を継続的に徹底くださいますよう、改めてお願いいたします。ご参考までに、政府の生活・会食についての協力要請、ならびに東京都知事からの要請・取組を添付いたします。

記

(別紙1) 生活の工夫についての協力要請

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 (2021年3月5日)

(別紙2) 会食の工夫についての協力要請

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 (2021年3月5日)

(別紙3) 東京都知事要請文及び会見資料

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部 (2021年3月18日)

【本件問合せ先】 経団連ソーシャル・コミュニケーション本部
電話 (03) 6741-0152

以上

再びの感染拡大を防ぐには、これからも皆さまのご協力が必要です。

ポイントをおさえて生活しよう!

- 外出は**すいた時間と場所**を選んで。特に平日・休日ともに**混雑した場所での食事**は控えて。



- **卒業旅行、謝恩会、歓送迎会**は控えて。**花見は宴会なし**で。



- 仕事は組織トップが決意を示し、**リモートワーク**で。



「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室

再びの感染拡大を
防ぐには、
これからも
皆さまのご協力が
必要です。

ポイントをおさえて 会食しよう！

- **換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさの**アクリル板**も**設置**され、**混雑していない**店を選択。**



- **食事は**短時間**で、**深酒**をせず、**大声**を出さず、
会話の時は**マスク**を着用。**



- **人数が増えるほど**リスク**が高まる。
できるだけ、**家族**か、**4人**まで。**



「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



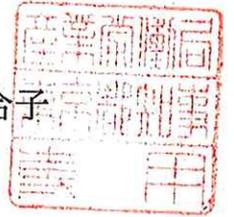
新型コロナウイルス感染症対策推進室

令和3年3月18日

一般社団法人日本経済団体連合会

会長 中西 宏明 様

東京都知事 小池 百合子



テレワークの取組について（要請）

本日、緊急事態宣言の解除が決定され、これからは段階的緩和期間に移行する中、感染症の状況を踏まえると、徹底した感染対策を引き続き行うことが必要となっています。このため、事業者の皆様においては、「出勤者数の7割削減」に向けて、人流の抑制と経済活動の両立に有効なテレワークについて、「週3日・社員の6割以上」の実施にご協力いただくとともに、終日のテレワークが難しい職場では、半日・時間単位の「テレハーフ」や時差出勤の活用などを進めていただくようお願いいたします。

都においては、身近な民間サテライトオフィスを利用料割引等の特典をつけて提供するキャンペーンや、テレワークを導入する際の様々な課題について、知見のある専門家に無料で相談できる「テレワーク導入緊急相談ダイヤル」を引き続き実施しておりますので、是非、ご利用ください。

なお、「TOKYOテレワークアプリ」では、サテライトオフィス利用キャンペーンや、様々な業種におけるテレワーク導入事例の情報など、経営者や従業員の方がテレワークを進める上で有用な情報を発信していますので、こちらも併せてご活用ください。

貴団体の加盟企業・団体等に、テレワークの取組を働きかけていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 都3県における取組

段階的緩和期間

3月22日～3月31日

4月1日～

県民・都民向け

飲食店等

遊興施設等

イベント
開催

事業者向け

● 不要不急の外出自粛の要請

● 営業時間の短縮要請

【時間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)

【区域】県内・都内全域

【協力金】4万円/日(一律)

● ガイドライン遵守の要請

● 時短等の働きかけ(21時まで)

● ガイドライン遵守の要請

● 開催制限の要請 ※国の事務連絡により示された期日まで。以降、段階的に緩和

【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内

【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きいほう

※収容率、上限人数のいずれか小さいほう

● 時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請

感染状況や

医療提供体制等を

踏まえ、別途調整